

広島県教職員の退職手当について

説明項目	ページ
退職手当の支給要件	01
退職手当額の計算	02
勤続期間の計算	07
退職手当の受取り	10
退職手当から控除されるもの	10
退職手当に対する税金	10
提出書類	13
履歴証明	13
退職手当支給の有無に係る証明	13

退職手当は、職員の退職手当に関する条例（昭和29年広島県条例第2号。以下「条例」という。）にその内容が定められており、その概要は、次のとおりです。

[退職手当の支給要件]

1 支給対象者

退職手当は、次のいずれかに該当する職員で6月以上（死亡、早期退職募集制度により認定を受けた退職（以下「応募認定退職」という。）、傷病、整理による場合は、1日以上）在職期間を有する場合に、その人（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給されます。

- (1) 地方公務員法第3条第2項に規定する常勤の一般職職員
- (2) 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員

2 支給制限

- (1) 条例第2条の4及び第6条の5に規定する退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は、次のいずれかに該当する人には、全部又は一部が支給されないことがあります。

ア 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた人

イ 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第2号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした人

- (2) 職員が退職した場合において、その人が退職の日又はその翌日に再び職員になったときは、その退職については、退職手当は支給されません。

ただし、引き続き定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員となる場合には、退職手当は支給されます。

- (3) 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したとき又は退職した後まだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、退職した人が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときは、一般の退職手当等の支払が差し止められます。

ただし、禁錮以上の刑に処されなかったときは、退職手当は支給されます。

- (4) 職員が引き続き国又は他の地方公共団体等の職員となるため退職した場合は、退職手当は支給されません。

ただし、他の地方公共団体等の退職手当に関する規定で、広島県での在職期間が通算されないことになっている場合は、退職手当が支給されます。

[退職手当額の計算]

$$\boxed{\text{基本額 (退職日の給料月額} \times \text{支給割合)}} + \boxed{\text{調整額}} = \boxed{\text{退職手当額}}$$

基本額	退職日の給料	教職調整額、教育職3級の給料に加算する額、給料の調整額を含む。
(注)	支給割合	退職事由及び勤続期間に応じた割合（別表1参照）。
調整額		在職中の職務の級、管理職手当支給割合、期末手当加算割合等に応じて定められている第1号区分～第9号区分とそれに応じた額のうち、各月ごとに額の多いものから順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額を合計した額（別表3参照）。

(注1) 給料月額の減額改定以外の理由により、給料月額が減額されたことがある場合は、退職手当の基本額に係る特例が適用される場合がある（条例第5条の2適用）。

(注2) 平成18年3月31日に同じ退職事由により退職したと仮定した場合の、改正前の条例に基づいて計算した退職手当額を保障する（別表2参照）。

なお、応募認定退職については適用しない。

(注3) 行政職及び医療職給料表の適用を受ける職員については、平成28年3月31日現在の給料月額が退職日現在の給料月額を上回っている場合、平成28年3月31日現在の給料月額によって計算した退職手当額を保障する。

(注4) 教職調整額のみ、1.3%の地域手当水準調整後の額とする（給料月額、教育職3級加算額及び給料の調整額は水準調整前の月額を算定基礎とする。）。

(注5) 60歳に達した日後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定する。

(注6) 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、7割水準の給料月額となる場合、その者に対する退職手当の基本額は、次により計算された額とする。

$$\text{特定減額前給料月額} \times \text{減額日前日までの勤続年数に応じた支給割合} \\ + \text{退職日給料月額} \times (\text{退職日までの勤続年数に応じた支給割合} - \text{減額日前日までの勤続年数に応じた支給割合})$$

※特定減額前給料月額 … 特定日前の最も高かった給料月額

※退職日給料月額 … $\frac{\text{退職日の給料月額(7割水準の給料月額)} + \text{管理監督職勤務上限年齢調整額}}{\dots}$

地域手当見直しに伴う水準調整は含まない。

計算例 1

適用給料表及び級	教育職(二)2級		
特定減額前給料月額	432,648円		
退職の日における給料月額	307,265円		
減額日前日までの勤続年数	37年1月		
退職日までの勤続期間	38年1月		
退職事由	定年(条例第5条適用)		
調整額(経験年数39年)	第6号区分 60月		
	(給料月額)	(支給割合)	
【基本額】	432,648円 ×	47.709	
	+ 307,265円 ×	(47.709-47.709) =	20,641,203 ⁴³ 円
【調整額】	32,500円 ×	60 =	1,950,000円
	(基本額)	(調整額)	
【退職手当額】	20,641,203 ⁴³ 円 +	1,950,000円 =	22,591,203 ⁴³ 円

定年前早期退職特例による場合の退職手当の額

$$\text{退職日の給料月額} \times \{1 + (0.03 \times 60 \text{歳までの残年数})\} \times \text{勤続期間に対応する支給割合} = \text{基本額}$$

(注) 「60歳までの残年数」とは、退職の日の属する年度の3月31日現在の年齢により計算する。

※ 特例を適用する退職者は、次のいずれにも該当する退職者であること。

- 退職事由 応募認定退職、公務上の傷病、同死亡による退職又は整理退職であること。
- 勤続期間 20年以上であること。
- 年齢 年齢45歳に達する年度の初日から59歳に達する年度の末日までの退職であること。

計算例 2

適用給料表及び級	教育職(二)2級		
退職の日の年度末における年齢	59歳		
退職の日における給料月額	438,891円		
勤続期間	36年1月		
退職事由	応募認定退職		
調整額(経験年数37年)	第6号区分 60月		
【給料月額】	438,891円 ×	(1+0.03)	= 452,057 ⁷³ 円
	(給料月額)	(支給割合)	
【基本額】	452,057 ⁷³ 円 ×	47.709 =	21,567,222 ²⁴ 円
【調整額】	32,500円 ×	60 =	1,950,000円
	(基本額)	(調整額)	
【退職手当額】	21,567,222 ²⁴ 円 +	1,950,000円 =	23,517,222 ²⁴ 円

(別表1)

退職手当支給割合(平成30年4月1日以降)

勤続年数	3条			4条	5条		6条の5	
	一項	二項	一項	一項 二項	一項	一項 二項	一項 二項	
	自己都合 (20年以上)	自己都合 (19年以下)	死亡・ 定年・ 応募 認定 災害 傷病等 (「1号」 1年・ 任期 終了・ 公務 外)	公務 外傷 病 (通 勤災 害傷 病を 除く)	死亡・ 定年・ 応募 認定 災害 傷病等 (「1号」 1年・ 以上 任期 終了 5年・ 公務 外)	上整 傷理 病・ 応募 認定 退職 (「2号」 ・公 務上 死亡 ・公 務)	死亡・ 定年・ 通勤 災害 認定 傷病 等 (「1号」 5年・ 以上 任期 終了 ・公 務 外)	
1	0.5022		0.837	0.837		1.2555		2.7×a (1年未満) 3.6×a
2	1.0044		1.674	1.674		2.511		4.5×a
3	1.5066		2.511	2.511		3.7665		5.4×a
4	2.0088		3.348	3.348		5.022		5.4×a
5	2.511		4.185	4.185		6.2775		
6	3.0132		5.022	5.022		7.533		
7	3.5154		5.859	5.859		8.7885		
8	4.0176		6.696	6.696		10.044		
9	4.5198		7.533	7.533		11.2995		
10	5.022		8.37	8.37		12.555		
11	7.43256			9.2907	11.613375	13.93605		
12	8.16912			10.2114	12.76425	15.3171		
13	8.90568			11.1321	13.915125	16.69815		
14	9.64224			12.0528	15.066	18.0792		
15	10.3788			12.9735	16.216875	19.46025		
16	12.88143			14.3127	17.890875	20.8413		
17	14.08671			15.6519	19.564875	22.22235		
18	15.29199			16.9911	21.238875	23.6034		
19	16.49727			18.3303	22.912875	24.98445		
20	19.6695			19.6695	24.586875	26.3655		
21	21.3435			21.3435	26.260875	27.74655		
22	23.0175			23.0175	27.934875	29.1276		
23	24.6915			24.6915	29.608875	30.50865		
24	26.3655			26.3655	31.282875	31.8897		
25	28.0395			28.0395		33.27075	33.27075	
26	29.3787			29.3787		34.77735	34.77735	
27	30.7179			30.7179		36.28395	36.28395	
28	32.0571			32.0571		37.79055	37.79055	
29	33.3963			33.3963		39.29715	39.29715	
30	34.7355			34.7355		40.80375	40.80375	
31	35.7399			35.7399		42.31035	42.31035	
32	36.7443			36.7443		43.81695	43.81695	
33	37.7487			37.7487		45.32355	45.32355	
34	38.7531			38.7531		46.83015	46.83015	
35	39.7575			39.7575		47.709	47.709	
36	40.7619			40.7619		〃	〃	
37	41.7663			41.7663		〃	〃	
38	42.7707			42.7707		〃	〃	
39	43.7751			43.7751		〃	〃	
40	44.7795			44.7795		〃	〃	
41	45.7839			45.7839		〃	〃	
42	46.7883			46.7883		〃	〃	
43	47.709			47.709		〃	〃	
44	〃			〃		〃	〃	
45	〃			〃		〃	〃	

※3条から5条に係る支給割合は、条例附則17項から19項及び48年条例附則5項から7項を適用後のものである。

※応募認定退職とは、早期退職募集制度(条例第8条の3第1項第1号及び第2号)により認定を受けて退職した場合をいう。

(別表2)

退職手当支給割合(平成30年4月1日以降)

(平成18年改正前の条例による)

勤続年数	3条			4条		5条		
	一 項	二 項	条例附則17項 48年条例附則5 項	一 二 項	条例附則17項、18 項 48年条例附則5項、 6項	一 二 項	三 項	条例附則17項、19項 48年条例附則5項、7項
	病年自 (己 22都 00合 年(年 未未2 満満0)年)以上 公公2 務務5 外外年 傷死未 病亡未 (又満 2は) 5通・ 年勤勸 未に奨 満よ又)るは 傷定	自己 都合 (1 9年 以下)	公務 外傷 病 (2 0年 以 上) (2 4年 以 下)	(上上公 22)務 05・外 年年勤傷 以未務病 上満公 2)署2 5・の5 年公移年 未務転以 満外・上)死勸 亡奨・ 又自 通は己 勤定都 に年合 よ(年 る22 傷05 病年年 以以	① 勤務公署の 移転 (20年以上) ② 勸奨・定年 (20年～24年) ③ 公務外死亡・ 通勤による傷 病 (20年～24年) ④ 公務外傷病 (25年以上)	死に勸 亡よ奨 ・る又 公傷は 務病定 上(年 傷2(年 病52 年5 以年 上以)上 定)・ 数・ の公 改務 廢外 等死 ・亡 公・ 務通 上勤	2.7×a(1年未満) 3.6×a 4.5×a 5.4×a 5.4×a	① 定数の改廢等 (20年以上) ② 公務上死亡 (20年以上) ③ 公務上傷病 (20年以上) ④ 勸奨・定年 (25年以上) ⑤ 公務外死亡・通勤 による傷病 (25年以上) ・33年条例附則2項 59.10.4在職 年齢50歳以上10年 以上勸奨
1	0.837	0.5022		1.04625		1.2555		1.2555
2	1.674	1.0044		2.0925		2.511		2.511
3	2.511	1.5066		3.13875		3.7665		3.7665
4	3.348	2.0088		4.185		5.022		5.022
5	4.185	2.511		5.23125		6.2775		6.2775
6	5.022	3.7665		6.2775		7.533		7.533
7	5.859	4.39425		7.32375		8.7885		8.7885
8	6.696	5.022		8.37		10.044		10.044
9	7.533	5.64975		9.41625		11.2995		11.2995
10	8.37	6.2775		10.4625		12.555		12.555
11	9.2907	7.43256		11.613375		13.93605		13.93605
12	10.2114	8.16912		12.76425		15.3171		15.3171
13	11.1321	8.90568		13.915125		16.69815		16.69815
14	12.0528	9.64224		15.066		18.0792		18.0792
15	12.9735	10.3788		16.216875		19.46025		19.46025
16	13.8942	11.11536		17.36775		20.8413		20.8413
17	14.8149	11.85192		18.518625		22.22235		22.22235
18	15.7356	12.58848		19.6695		23.6034		23.6034
19	16.6563	13.32504		20.820375		24.98445		24.98445
20	17.577		17.577	21.97125	21.97125	26.3655		26.3655
21	18.5814		18.5814	23.22675	23.22675	27.8721		27.8721
22	19.5858		19.5858	24.48225	24.48225	29.3787		29.3787
23	20.5902		20.5902	25.73775	25.73775	30.8853		30.8853
24	21.5946		21.5946	26.99325	26.99325	32.3919		32.3919
25				28.24875	28.24875	33.8985		33.8985
26				29.50425	29.50425	35.4051		35.4051
27				30.75975	30.75975	36.9117		36.9117
28				32.01525	32.01525	38.4183		38.4183
29				33.27075	33.27075	39.9249		39.9249
30				34.52625	34.52625	41.4315		41.4315
31				35.78175	35.78175	42.9381		42.9381
32				37.03725	37.03725	44.4447		44.4447
33				38.29275	38.29275	45.9513		45.9513
34				39.54825	39.54825	47.4579		47.4579
35				40.80375	40.80375	48.9645		48.9645
36				42.05925	42.05925	50.4711		50.4711
37				43.31475	43.31475	51.9777		51.9777
38				44.57025	44.57025	53.4843		53.4843
39				45.82575	45.82575	54.9909		54.9909
40				47.08125	47.08125	56.4975		56.4975
41				48.33675	48.33675	58.0041		58.0041
42				49.59225	49.59225	59.5107		59.5107
43				50.84775	50.84775	61.0173		61.0173
44				52.10325	52.10325	62.5239		62.5239
45				53.35875	53.35875	64.0305		64.0305
46				54.61425	54.61425	65.5371		65.5371
47				55.86975	55.86975	67.0437		67.0437
48				57.12525	57.12525	68.5503		68.5503
49				58.38075	58.38075	70.0569		70.0569
50				59.63625	59.63625	71.5635		71.5635
51				60.89175	60.89175	73.0701		73.0701
52				62.14725	62.14725	74.5767		74.5767
53				63.40275	63.40275	76.0833		76.0833
54				64.65825	64.65825	77.5899		77.5899
55				65.91375	65.91375	79.0965		79.0965
56				67.16925	67.16925	80.6031		80.6031
57				68.42475	68.42475	82.1097		82.1097
58				69.68025	69.68025	83.6163		83.6163
59				70.93575	70.93575	85.1229		85.1229
60				72.19125	72.19125	86.6295		86.6295
61				73.44675	73.44675	88.1361		88.1361
62				74.70225	74.70225	89.6427		89.6427
63				75.95775	75.95775	91.1493		91.1493
64				77.21325	77.21325	92.6559		92.6559
65				78.46875	78.46875	94.1625		94.1625
66				79.72425	79.72425	95.6691		95.6691
67				80.97975	80.97975	97.1757		97.1757
68				82.23525	82.23525	98.6823		98.6823
69				83.49075	83.49075	100.1889		100.1889
70				84.74625	84.74625	101.6955		101.6955
71				86.00175	86.00175	103.2021		103.2021
72				87.25725	87.25725	104.7087		104.7087
73				88.51275	88.51275	106.2153		106.2153
74				89.76825	89.76825	107.7219		107.7219
75				91.02375	91.02375	109.2285		109.2285
76				92.27925	92.27925	110.7351		110.7351
77				93.53475	93.53475	112.2417		112.2417
78				94.79025	94.79025	113.7483		113.7483
79				96.04575	96.04575	115.2549		115.2549
80				97.30125	97.30125	116.7615		116.7615
81				98.55675	98.55675	118.2681		118.2681
82				99.81225	99.81225	119.7747		119.7747
83				101.06775	101.06775	121.2813		121.2813
84				102.32325	102.32325	122.7879		122.7879
85				103.57875	103.57875	124.2945		124.2945
86				104.83425	104.83425	125.8011		125.8011
87				106.08975	106.08975	127.3077		127.3077
88				107.34525	107.34525	128.8143		128.8143
89				108.60075	108.60075	130.3209		130.3209
90				109.85625	109.85625	131.8275		131.8275
91				111.11175	111.11175	133.3341		133.3341
92				112.36725	112.36725	134.8407		134.8407
93				113.62275	113.62275	136.3473		136.3473
94				114.87825	114.87825	137.8539		137.8539
95				116.13375	116.13375	139.3605		139.3605
96				117.38925	117.38925	140.8671		140.8671
97				118.64475	118.64475	142.3737		142.3737
98				119.90025	119.90025	143.8803		143.8803
99				121.15575	121.15575	145.3869		145.3869
100				122.41125	122.41125	146.8935		146.8935

(別表3)

退職手当の調整額における職員の区分一覧表 (H31.4.1～)

退職手当の調整額 区分	月額(円)	行政職給料表	教育職給料表(二)・(ロ) 教育職給料表(三)・(イ)	医療職給料表(二)	研究職給料表	期末手当 加算割合
		H28.4.1以降	H28.4.1以降	H28.4.1以降		
第2号	65,000	○7級				
第3号	59,550	○6級				
第4号	54,150	○5級	○4級(管理職手当三種又は四種のうち、 教育職(二)70,000円、教育職(イ)65,000 円)			20% 又は 15% (教育職3級は 10%)
第5号	43,350	○4級	○4級(第4号区分が適用される職員以外 の職員) ○3級(管理職手当四種)		○4級	
第6号	32,500	○3級(H28.3.31時点で5級であった職員、 管理職手当六種) ○H28.4.1以降に3級以上の級であった期 間が12年を超える職員 ○H28.3.31時点で4級であった職員のうち その職員の号給が81号給以上である職員	○3級(第5号区分が適用される職員以外 の職員) ○特2級(大卒22年以上の経験年数を有 する職員) ○2級(大卒29年以上の経験年数を有す る職員)	○3級(H28.3.31時点で主任栄養専門員 であった職員) ○H28.4.1以降に3級以上の級であった期 間が12年を超える職員 ○H28.3.31時点で栄養専門員であった職 員のうちその職員の号給が72号給以上で ある職員	○3級(課長等) (H28.4.1以降に3級以上の級であった期 間が12年を超える職員) ○H28.3.31時点で主任学芸員であった職 員のうちその職員の号給が70号給以上で ある職員	10%
第7号	27,100	○3級(第6号区分が適用される職員以外 の職員)	○特2級(大卒15年以上の経験年数を有 する職員) ○2級(大卒22年以上の経験年数を有す る職員)	○3級(第6号区分が適用される職員以外 の職員)	○3級(主任学芸員等)	
第8号	21,700	○2級(大卒9年以上の経験年数を有す る職員)	○特2級(第7号区分が適用される職員以 外の職員) ○2級(大卒9年以上の経験年数を有す る職員)	○2級(大卒9年以上の経験年数を有す る職員)	○3級(第6号区分又は第7号区分が適用 される職員以外の職員) ○2級(大卒9年以上の経験年数を有す る職員)	5%
第9号	0	○2級(第8号区分が適用される職員以外 の職員) ○1級	○2級(第7号区分又は第8号区分が適用 される職員以外の職員) ○1級	○2級(第8号区分が適用される職員以外 の職員) ○1級	○2級(第8号区分が適用される職員以外 の職員) ○1級	0%

注

表中の経験年数の適用に当たっては、当該経験年数を満たすこととなった月から当該要件を満たしていたものとする。
調整額の算定対象から除外する休職月数等がある場合は、この限りではない。

○条例第3条

- ・自己都合、公務外傷病により退職した人
- ・勤続11年未満で、定年・応募認定退職により退職した人
(60歳に達した日以後、その者の非違によらない退職を含む。)
- ・勤続11年未満で、公務外死亡、通勤による傷病により退職した人

○条例第4条、附則第16項

- ・勤続11年以上25年未満で、定年・応募認定退職により退職した人
(60歳に達した日以後、その者の非違によらない退職を含む。)
- ・勤続11年以上25年未満で、公務外死亡、通勤による傷病により退職した人

○条例第5条、附則第17項

- ・勤続25年以上で、定年・応募認定退職により退職した人
(60歳に達した日以後、その者の非違によらない退職を含む。)
- ・勤続25年以上で、公務外死亡、通勤による傷病により退職した人
- ・公務上の傷病又は死亡により退職した人

[勤続期間の計算]

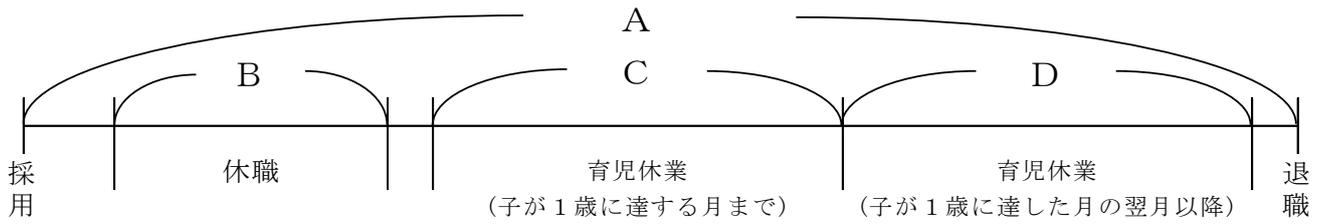
1 勤続期間の計算の原則

勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職する日の属する月までの月数によります。

ただし、次に該当する期間がある場合は、それぞれに定める期間（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）を除算した期間とします。

- 休職、育児休業（当該育児休業に係る子が一歳に達する日の属する月までの期間を除く。）、大学院修学休業、停職及び高齢者部分休業の期間については、その期間の二分の一。ただし、休職のうち、公務災害、通勤災害によるものは除算しない。
- 専従許可、自己啓発等休業、配偶者同行休業、出生支援休暇又は第2号介護休暇の期間については、その全期間。
- 育児休業のうち当該育児休業に係る子が一歳に達する日の属する月までの期間、育児短時間勤務をした期間及び介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間については、その期間の三分の一。

(1) 休職等の期間がある場合



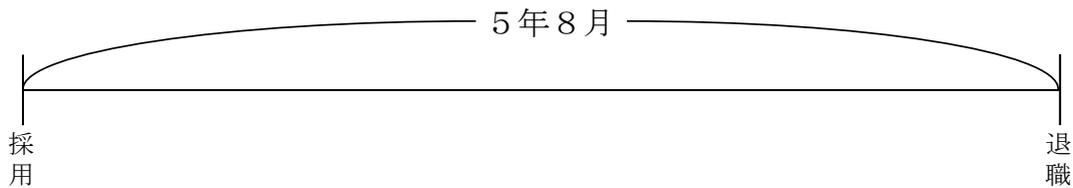
$$\text{勤続期間} = A - \frac{B}{2} - \frac{C}{3} - \frac{D}{2}$$

(注) 休職等の期間がない場合の勤続期間はAとなる。

(注) 勤続期間が6月以上1年未満の場合の勤続期間は1年となる。

ただし、退職事由が死亡、応募認定退職、傷病、整理による場合で、勤続期間が1日以上1年未満の場合の勤続期間は1年となる。

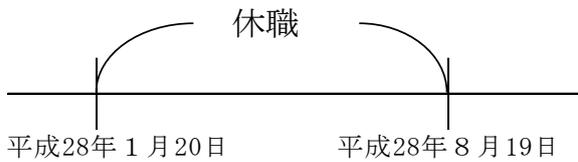
(2) 勤続期間の端数処理



$$\text{勤続期間} = 5 \text{年}$$

(注) 勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

勤続期間から除く期間の計算

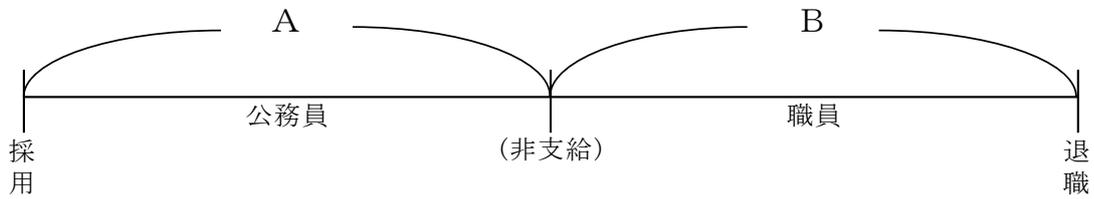


$$\text{勤続期間から除く期間} = \frac{6 \text{月}}{2} \rightarrow 3 \text{月}$$

2 勤続期間に通算する期間

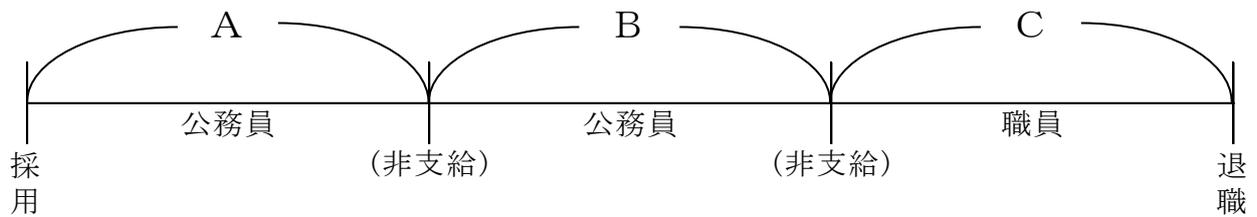
職員及び職員以外の地方公務員等から退職手当に相当する手当の支給を受けることなく引き続いて職員となった場合は、当該公務員の期間を通算します。

(1) 公務員の期間を通算する場合



$$\text{勤続期間} = A + B$$

(2) 公務員の期間を通算する場合



$$\text{勤続期間} = A + B + C$$

[退職手当の受取り]

本人が指定した本人名義の口座への振込払又は隔地払（県が指定した金融機関へ送金）により受取れます。

- (注) (1) 口座振替払の場合は、漁業協同組合の一部を除く金融機関
(2) 隔地払の場合は、原則として広島銀行本支店

[退職手当から控除されるもの]

1 退職手当に対する税金

退職手当に対する税金（所得税及び住民税（市町村民税及び県民税））が控除されます。

2 一括徴収の住民税

1月から4月の間に退職する人は、毎月給料から控除され分割納付している住民税のうち未納となる5月までの住民税がまとめて控除されます。

3 共済組合等の貸付金の未償還金

共済組合及び互助組合から貸付を受けている人は、貸付金の未償還元利金相当額が控除されます。

○ 退職手当手取額

退職手当－〔所得税＋住民税＋1～5月までの未納住民税（年度末退職者は4～5月分）
＋共済組合等の貸付金の未償還元利金〕

[退職手当に対する税金]

1 税額の算出

所得税及び住民税は退職手当から勤続年数に応じて算出された退職所得控除額を控除した額を基に計算されます。この場合の勤続年数は、休職等があっても減算しないで計算し、1年未満の端数があるときは切り上げて年数を求めます。

例えば、30年1か月という場合は、1か月を切り上げて31年として退職所得控除額を計算します。

(退職所得控除額の算定)

勤続年数(A)	退職所得控除額
20年以下	A×40万円 (80万円未満の場合には、80万円)
20年超	(A-20年)×70万円+800万円

※ 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額。

支給する退職手当額からこの退職所得控除額を差し引いた残りの額が課税対象額となります。

2 税金の計算

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税法の規定による勤続} \\ \text{年数に対応する退職所得控} \\ \text{除額} \\ \hline \end{array} \right] \times 1/2 = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税退職所得金額} \\ \text{(千円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array}$$

※ ただし、勤続期間の年数（1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）が5年以下の場合は、1/2を乗じない。

(1) 所得税額の算定

所 得 税 額

課税退職所得金額 (A)		税額
	1,950,000円以下	((A) × 5%) × 102.1%
1,950,000円超	3,300,000 "	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
3,300,000 "	6,950,000 "	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
6,950,000 "	9,000,000 "	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
9,000,000 "	18,000,000 "	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
18,000,000 "	40,000,000 "	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%
40,000,000 "		((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1%

※ 1円未満の端数切り捨て

(2) 道府県民税額・市町村民税額の算定

道府県民税＝課税退職所得金額(A)×4% (税率)

市町村民税＝課税退職所得金額(A)×6% (税率)

(100円未満の端数切り捨て)

計算例

勤続期間の年数	39年
退職手当額	22,591,203円
【課税退職所得額】	$(22,591,203 - 21,300,000) \times 1/2 = 645,601.5$ (千円未満切り捨て)
【所得税】	$(645,000 \times 5\%) \times 102.1\% = 32,927.25$ (1円未満切り捨て)
【道府県民税】	$645,000 \times 4\% = 25,800$ (100円未満切り捨て)
【市町村民税】	$645,000 \times 6\% = 38,700$ (100円未満切り捨て)
【住民税】	毎月の給与明細の住民税の額×2 (4・5月分の住民税)

退職所得控除額早見表

勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
4年	160 万円	17年	680 万円	30年	1,500 万円
5年	200	18年	720	31年	1,570
6年	240	19年	760	32年	1,640
7年	280	20年	800	33年	1,710
8年	320	21年	870	34年	1,780
9年	360	22年	940	35年	1,850
10年	400	23年	1,010	36年	1,920
11年	440	24年	1,080	37年	1,990
12年	480	25年	1,150	38年	2,060
13年	520	26年	1,220	39年	2,130
14年	560	27年	1,290	40年	2,200
15年	600	28年	1,360	41年	2,270
16年	640	29年	1,430	42年	2,340

※ 勤続年数が2年以下の場合は80万円、3年の場合は120万円。

[提出書類]

- 1 「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」兼「退職手当受給調書」（別紙2 記入例）
- 2 退職手当の振込を希望する口座の預金通帳の写し

(注) 傷病により退職する場合は、公立学校共済組合が発行する障害程度の認定についての通知書の写し

[履歴証明]

本県職員以外の履歴を有する人で、その期間が本県職員に通算される場合は、退職手当の算定に際し、履歴証明が必要です。

[退職手当支給の有無に係る証明]

本県以外の履歴で、退職手当の支給を受けた期間については、勤続期間に含まれないこととなるので、次に掲げる場合は、履歴証明のほか退職手当支給の有無についての証明が必要です。

- 1 公務員間の異動の場合
- 2 国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて再び本県の職員となった期間がある場合

※ 本県職員以外の履歴のある方は、所属の事務担当者を通じて次の照会先に連絡してください。

☆☆☆ 退職手当の書類に関する照会先 ☆☆☆

- 1 県教育委員会事務局及び県立学校
(担当) 県教育委員会事務局管理部教職員課職員給与室給与第一係
(電話) (082)513-5001
- 2 市町立の所属
(担当) 県教育委員会事務局管理部教職員課職員給与室給与第二係
(電話) (082)513-5003

提出不要

退職手当計算書

(平成18年3月31日以前採用)

計算例

所属名 コード ○○○○○○○ ○○○○○○○	職名 教諭	氏名 職員番号 ○○○○○ ○○○○○○○	生年月日 年齢 昭和38年9月1日 61	適用条例 第5条の2	退職事由 定年	退職年月日 令和7年3月31日	減額日 令和6年4月1日
第5条の2	給料表 教育職(二) 2級137号給	特定減額前給料月額 A 432,648.00	支給率 B 47.70900	勤続年数 C-F 37年11月	退職等年数 D 1年10月	減ずる年数 F(D×E) 11月	第5条の2第1項第1号の額 (A×B) G 20,641,203.43
第5条の2	給料表 教育職(二) 2級137号給	退職日給料月額 a 307,265.00	支給率 b(c-h) 0.00000	勤続年数 d-g 38年11月	退職等年数 D 1年10月	減ずる年数 F(D×E) 0.00	第5条の2第1項第2号の額 (G+i) ア 20,641,203.43
第6条の2	特定減額前給料月額 A 432,648.00	退職日給料月額 a 307,265.00	退職日給料月額 a 307,265.00	勤続年数 d-h 60-h (イ) 12.29100	第6条の2の額 (ア)+(ウ) イ 24,417,797.54	判定	第5条の2第1項の額 22,591,203
調整額	左の月数 (最高60月) 第6号 60月	調整月額 ii 32,500	退職手当額 (ア+iii) ① 22,591,203.43	経過措置 ①と②で大きい方 判断	退職手当【決定額】 22,591,203		
新制度切替日 前日額	給料表 教育職(二) 2級22号給	給料月額 A' 411,944.00	支給率 B' 16.65630	勤続年数 C'-F' 19年11月	退職等年数 D' 1年10月	減ずる年数 F'(D'×E') 11月	退職手当基本額 (A'×B') G' ② 6,861,462.84
(経歴)	<p>■ 一般 □ 障害 □ 障害 □ 勤続 39 年</p> <p>※ 備考 7割措置の前日 R6.3.31</p>						

退職手当計算書

(平成18年3月31日以前採用)

所属名	氏名	発令年月日	退職	退職手当額	勤続	退職時の
所属コード	職員番号	年 月 日	コード	(決定額)	年数	等級号給
〇〇〇	〇〇 〇〇	令和7年3月31日		23,517,222 円	36	教育職(二) 2級 137号給
〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇					
職名	教諭	生年月日 (年齢)	昭和40年9月1日	59歳	退職事由	5条応募認定退職
(経歴)						
新制度切替日前日額:①				新条例等退職手当額:②		
a 在職年数		A 在職年数		37年		
b 休職年数		B 休職年数		1年10月		
c 半減年数(b×1/2)		C 減ずる年数		11月		
d 勤続年数(a-c)		D 勤続年数(A-C)		36年1月		
e 支給率(旧率)		E 支給率(新率)		47.709		
f 基準日の等級号給 (給料月額)		F 退職時の等級号給 (給料月額)		教育職(二)2級137号給 令和6年4月1日発令		
切替日前日	調整数2 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(円)	438,891 × {1 + (3/100 × 1)}	調整数 1 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
g 退職手当額 (計算手当額)		G 退職手当基本額		21,567,222. ²⁴	円	
退職所得控除等				第6号区分	60月	32,500円 1,950,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 障害	勤続	37年	I 調整額の算出 基礎月額		
※ 備考				J 退職手当調整額 (Iの計)	1,950,000 円	
1年未満端数切り上げ				K 退職手当額 (G+J)	23,517,222. ²⁴ 円	
				判断	①と②で大きい方	
<input type="checkbox"/> 保障 (K < g)	<input type="checkbox"/> 新手当 (g < K)	経歴確認・計算				
退職手当額 (=g)	退職手当額 (=K)	県立学校等	職員給与室			
		点検者	職員給与室長	主務係長	係員	計算者

「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」兼「退職手当受給調査書」

所属名
所属コード

令和 〇年 〇月 〇日
広島県 税務署長 殿
令和 7 年分 退職 所得 の 受 給 に 関 す る 申 告 書
退職 所得 申 告 書
退職手当の
所在地 〒730-8511
広島市中区基町10-52
名称 (氏名) 広島県知事
法人番号 (個人番号) ※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。
あな
た
の
現住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
職名・氏名 教諭 〇〇 〇〇
職員番号 111111
個人番号
その年1月1日現在の住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要はありません。)
① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 令和 7 年 3 月 31 日
② この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間 自 S 6 1 年 4 月 1 日 39 年
至 R 7 年 3 月 31 日
うち 特定役員等勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
うち 一般勤続期間との重複勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
うち 短期勤続期間との重複勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
うち 短期勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
③ 退職の区分等
一般 生活 扶助 有 無
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。
④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年
至 年 月 日 年
⑤ ③と④の通算勤続期間 自 年 月 日 年
至 年 月 日 年
うち 特定役員等勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
うち 一般勤続期間との重複勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
うち 短期勤続期間との重複勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
うち 全重複勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
うち 短期勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
うち 一般勤続期間との重複勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。
⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年
至 年 月 日 年
⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間 自 年 月 日 年
至 年 月 日 年
⑧ うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
⑨ うち短期勤続期間との重複勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。
⑩ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年
至 年 月 日 年
うち 特定役員等勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
うち 短期勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
⑪ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 年
至 年 月 日 年
うち 特定役員等勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
うち 短期勤続期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
⑫ ⑦と⑩の通算期間 自 年 月 日 年
至 年 月 日 年
⑬ うち ⑧と⑨の通算期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
⑭ うち ⑪と⑫の通算期間 有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日 年
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。
E
区分 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 収入金額 源泉徴収税額 特別徴収税額 市町村税 道府県税 支払を受けた年月日 退職の区分 支払者の所在地(住所)・名称(氏名)
一般 特定役員 短期 C
(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

給与の支払者が個人番号を通知し受け付けた

退職後引き続き国又は地方公共団体への就職の有無
退職手当の受取方法・受取先(左表で「無」へ○をした者のみ記載)
退職後の住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
受取方法 ①口座振替払 2 隔地払(希望の受取方法へ○をする。)
金融機関名 本支店名
〇〇銀行 〇〇支店
受取場所 金融機関コード 支店コード
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
預金種類 普通
口座番号 0 1 2 3 4 5 6
フリガナ 〇〇 〇〇
名義人(本人) 〇〇 〇〇

退職後引き続き国又は地方公共団体への就職の有無
退職手当の受取方法・受取先(左表で「無」へ○をした者のみ記載)
退職後の住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
受取方法 ①口座振替払 2 隔地払(希望の受取方法へ○をする。)
金融機関名 本支店名
〇〇銀行 〇〇支店
受取場所 金融機関コード 支店コード
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
預金種類 普通
口座番号 0 1 2 3 4 5 6
フリガナ 〇〇 〇〇
名義人(本人) 〇〇 〇〇

上記のとおり相違ありません。
広島県教育委員会 様
令和 〇年 〇月 〇日
職名・氏名 教諭 〇〇 〇〇
職員番号 111111

私が本紙に記入した内容と証明書等の内容に明らかに相違がある場合は、職員給与室において証明書等の内容に基づき本紙の訂正を行うことを了承します